

意見書

関係者各位

平成 23 年 8 月 6 日

長野県弁護士会 会長 徳 竹 初 男

第 1 意見の趣旨

- 1 現行の法曹養成制度が抱える問題は極めて深刻かつ重大であり、この問題を解決するためには、現行法曹養成制度の改善に留まるのではなく、現行法曹養成制度の早期かつ抜本的な改革が必要である。
- 2 当会では、現行の法曹養成制度における、法科大学院と法学部教育のあり方、新司法試験のあり方、司法研修所及び司法修習の位置づけなどを検討した結果、新しい法曹養成制度として、後記 3（2）記載の新たな制度を提案する。

第 2 理由

1 養成すべき法曹の基本的資質について

- (1) 法曹養成制度のあり方を検討する前提として、養成すべき法曹の基本的資質を明らかにする必要がある。養成すべき法曹の基本的資質を確定しなければ、国民が求める法曹養成制度のあり方についての検討ができないからである。すなわち、法曹としてスタートするときの基本的資質をどのように設定するか如何で、法曹養成組織の規模や内容、養成期間、教育内容（カリキュラム）、司法試験科目などが異なってくると考えられるからである。
- (2) 養成すべき法曹の基本的資質について、まず、弁護士業務を分析すると
 - ①訴訟業務分野…裁判所を中心とする争訟業務（刑事訴訟を含む）
 - ②裁判外紛争業務分野…裁判外の和解交渉・示談等、成年後見、遺産分割、未だ紛争になるに至っていない案件
 - ③予防法学業務分野…顧問会社等の契約書チェック、法律問題の相談等
 - ④公益的活動業務…人権擁護、法律制度の改善等収益とは無関係な業務が主要な業務であるが、従前の弁護士業務は、①の訴訟業務分野に偏在し過ぎていたのではないかと考えられる。紛争を未然に防止するため、個人、顧問先の日常的に発生する法律問題等について、適確にアドバイスし、助言する③の予防法学的業務の重要性と、紛争が発生しても紛争を短期間に且つ穏やかに解決する②の裁判外

紛争業務の必要性和有用性が認識されつつある。^{*1}

そして、この②及び③の業務を的確に行うためには、広い分野の法律知識の外、企業法務、労働、消費者契約、行政、知的財産、医療紛争等、専門分野の知識や経験が必要となる。

法曹養成制度を考察するについては、このような弁護士の業務分野を前提として、弁護士としてスタートを切るときに、①の分野だけではなく、②及び③の分野にも対応できる資質をある程度身に着けさせることが要請されるものと解される。さらに、④についての知識と意欲を啓発する必要もある。

(3) また、国民（市民）は法曹（ことに弁護士）という職業に対して何を求め、何を期待しているかを検討すると

①多方面に亘る法律知識を有し、法律知識と法的思考力を駆使して法律問題についての的確に回答し、助言し、法的紛争があるときは紛争解決の道筋を示し、委任があれば妥当な解決を早期に実現することができる能力

②法律の専門分野についての専門知識を有し、①と同様に対応できる能力

③刑事被疑者及び被告人の人権を弁護人として擁護すると共に被害者に適切に対応する能力

④基本的人権の擁護と社会正義の実現のため幅広い活動をする能力

⑤法律制度の改善について真剣に取り組む能力

を期待されているものと考えられる。

(4) 弁護士業務の分析や国民の法曹に対する期待からすれば、現代の法曹に必要な基本的資質は、訴訟分野における知識技能だけでなく、紛争予防や紛争解決に必要な

*1 司法研修所編「七訂民事弁護の手引」（平成 17 年）には、資料 2 として「弁護士活動鳥瞰図」が掲載されている。同手引の冒頭では、弁護士の職務は多様であるが、既に紛争となっている案件についての職務と、未だ紛争となるに至っていない案件及び紛争と関係のない案件についての職務とに大別されるとし、前者は解決を要する紛争事件であり、後者は紛争予防のための処置を要する案件及び紛争と無関係の創設的な案件であると整理したうえで、現代における弁護士の職務に占める訴訟外活動の分野は一層広がっているのが現状であるとしている。そして、弁護士の職務は広範にわたり、今後更に範囲を広げるものと予測され、弁護士には、専門的法律知識とそれを駆使する技術が要求され、併せて豊かな常識と円満な人格、さらに厳しい職業倫理が必須とされるとしている。

教養や知識技能と経済活動を法的に支えられる専門性であると考えられる。^{*2}

そして、このような法曹としてのスタート時に必要な資質としては、法曹養成の段階から訴訟分野だけでなく専門分野についても学習し、スタート時点において専門分野についてのエキスパートとまではいかないとしても、得意分野の1つか2つは備えていることが必要であると考ええる。

これに対し、法曹のスタート時には基礎的法律知識（憲法、民法、刑法）と法的思考力ならびに初歩的実務知識を備えていれば足り、専門的分野の知識経験は法曹になった後の自助努力により身に付ければよいとする考え方もある。しかしながら、自助努力のみでは、法曹となった後の研修やOJTにより専門性を備えることは、体系的かつ継続的な研修の機会を設けることが困難であり、専門性を備えた事務所での就業の機会も保障されないことなどの問題があつて、法曹に対する国民の期待に応えることはできないものと考えられる。

2 現行の法曹養成制度の問題について

- (1) 司法制度改革審議会が提言して実現した法科大学院、新司法試験、司法研修所という現行の法曹養成制度は、新司法試験合格率の低迷^{*3}、これに伴う法科大学院志

*2 平成13年の司法制度改革審議会意見書は、法曹の質的側面について、「21世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められるものと思われる。」と指摘している。自己決定権を重視されるようになった社会が、法曹に対して豊かな人間性や感受性を求め、複雑化・グローバル化した経済社会が、法曹に対して経済活動を法的に支えられるに足りる専門性や国際性を要請したものと考えられる。

*3 新司法試験の合格率（対受験者数の割合）は、平成18年度48.25%、平成19年度40.18%、平成20年度32.98%、平成21年度27.6%、平成22年度25.4%と低迷している。

願者数の激減^{*4}，司法修習修了者の厳しい就職難^{*5}，等々の問題に直面し，制度設計における欠陥を露呈させている。^{*6}

- (2) 現行法曹養成制度の制度設計上の検討すべき課題として，①法学部教育と法科大学院教育（法曹養成教育）を併存し，法科大学院に未修者コースと既修者コースを併設したこと，②法科大学院の定員数と司法試験合格者数を関連させなかったこと，③裁判実務中心の司法修習を必修とした司法研修所と法科大学院を併存させたことが指摘される。

法学部若しくは法科大学院の未修コース1年で理論教育を，法科大学院の既修コース（未修者は2，3学年）で理論と実務の架橋をし，司法研修所で実務教育をするという，点ではなくプロセスによる法曹養成制度であるが，司法研修所を存続させる限り司法試験は研修所の入学試験という競争試験にならざるを得ず，法科大学院教育が予備校化せざるを得ないところである。他方，法学部を併存させ，法科大学院には3年制の未修コースと2年制の既修コースを併設したため，2～3年の法学部専門課程を法科大学院における未修コースの1年で代替させて既修者と未修者を競争させる結果となったうえ，法科大学院の入学定員を規制しなかった。この結果，新司法試験の合格率の低迷，ことに未修者合格率の低迷（平成22年度対受験者合格率25.41%，既修者合格率37.02%に対して未修者合格率17.30%）という結果を招き，弁護士未登録者数の増加と相俟って，法科大学院入学志願者の激減という事態を生じさせているのである。すなわち，法学部と法科大学院を併存させ，法科大学院定員数を規制せず，かつ，法科大学院と司法研修所を併存させた現在の法曹養成制度自体が制度的な矛盾をはらんでいるといわざるをえない。

我が国の現行法曹養成制度の設計上の課題は，韓国における新法曹養成制度を概

*4 法科大学院志願者数は，平成17年度41,756人，平成18年度志願者数40,341人，平成19年度45,207人，平成20年度39,555人，平成21年度29,714人，平成22年度24,014人と大幅に減少し，適性試験志願者数も，平成15年度59,393人から，平成22年度16,469人と激減している。なお，法科大学院への入学者数は，平成17年度5,544人，平成18年度5,784人，平成19年度5,713人，平成20年度5,397人，平成21年度4,844人，平成22年度4,122人と推移している。

*5 日本弁護士連合会法曹養成対策室報（第4号 p67）によれば，一括登録日現在の未登録者数は，第60期について新司法修習修了者と現行司法修習修了者を合わせて102人（修了者総数の4.3%），第61期122人（5.2%），第62期184人（7.8%）であった。また，一括登録日から約2か月を経過した日現在の未登録者数は，第60期27人（1.1%），第61期48人（2.1%），第62期80人（3.4%）である。なお，平成22年度修了の第63期の一括登録日現在の未登録者数は新司法修習修了者と現行司法修習修了者を合わせて258名であり，未登録者数はさらに増加している。

*6 平成22年度になされた「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書」についての総務省のパブリックコメント（意見公募手続）に寄せられた意見では，現行の法科大学院制度廃止の意見も多数寄せられている。

観すればより一層明らかになる。

(3) 韓国における新法曹養成制度の概要^{*7}

ア 韓国ロースクールの概要

韓国の法曹養成制度は我が国の旧法曹養成制度に類似するものであったが、司法試験と司法研修所（司法研修院）制度によって輩出される法曹は、試験科目に特化した勉強や判事・検事の予備教育を一律的に施す修習の弊害によって、社会の多様な法現象に対応できる応用力・想像力、さらには専門性に欠けるという指摘がなされてきた。従来の司法試験は、合格者数 1000 名に対して 3 万人が受験するという超難関であるため、受験期間の長期化のみならず、受験者の司法試験科目以外の知識の欠如が憂慮された。また、司法研修所では、判事・検事中心の修習を行うため、国際化・専門化した法現象に対応できない問題が指摘され、さらには、閉鎖的な集団意識を形成する場になっているのではないかと、その教育的効果が疑問視されてきた。

このような法曹養成制度改革の要請を受け、韓国では、2007 年 7 月法学専門大学院設置・運営に関する法律（ロースクール法）が制定され、2009 年 3 月からロースクール制度が開始された。

ロースクールは 3 年以上の修士課程で、4 年制一般大学に設置することができるが、ロースクールを置く大学は同時に法学部を置けない。専任教員 20 名以上、内実務経歴 5 年以上の教員 20 % 以上を確保し、教員 1 人当りの学生数 15 名以下。物的基準として教員研究室、法学専門図書館、模擬法廷、セミナー室、情報通信施設などを備えていることを要件とし、ロースクールを設置する大学の設立・経営には認可を要する（非準則主義）。学生選抜は、学士以上の所持者（学部専攻は無関係）について、学部の成績とロースクール適性試験の成績を勘案して選抜する。全体の入学生のうち、非法学専攻者と他の大学出身の学生の割合をそれぞれ 3 分の 1 以上にしなければならないという入学者選抜要件を設けた。3 年以上の修士課程を修了し、ロースクールを卒業した卒業生は、卒業後 5 年以内に 5 回弁護士資格試験を受験することができる。司法研修所を廃止し、弁護士資格試験合格者は直ちに弁護士業務ができるという制度設計である。

イ 韓国ロースクールの現況

ロースクールの総入学定員を 2000 名とし、総数 25 校、内首都ソウルの首都圏にソウル大学等 15 校、その他の地域に 10 校を認可し、首都圏の 15 校の定員を 1140 名、その他地域の 10 校の定員を 860 名とし、各ロースクールに特性化分野（企業法務、国際法務、医療、知的財産権、不動産関連法、環境など）を設けた。入学者は、法学士出身者 37.65 %、商経・社会系 13.90 %、人文系 12.25 %、工学系 11.10

*7 石本伸晃「韓国ロースクール法案の概要と新しい法曹養成制度の特徴」法曹養成対策室報 No. 1p59（2006 年）」、本間一也・加藤智章「日韓国際シンポジウム『法曹養成教育の現状と課題』」（2008 年）、金炯斗「韓国の法曹養成制度」法律時報 83 巻 4 号（2011 年）

%, 医薬学系 3.30 % である。

ウ 韓国の新しい法曹養成制度の展望と問題点

韓国の新しい法曹養成制度については、①充実した法学理論及び実務教育を土台とするロースクールのカリキュラムが確立できるか、②弁護士資格試験における公正で効果的な評価基準を確立することができるか、③弁護士資格試験合格者は直ちに弁護士業務ができるが、ロースクール入学生の3分の1以上が非法学専攻者であることなどからロースクールの3年間のみで弁護士としての基本的知識技能を習得することができるかなどの問題点が示され、弁護士資格試験合格後の実務研修の必要性が指摘されている。

しかしながら、韓国が、法学部と法科大学院の併設を認めなかったこと、法科大学院の総入学定員を規制して 2000 人としたこと、都市部と地方に法科大学院を適正配置したこと、司法研修所を廃止したこと、弁護士資格試験合格率を 75 % 以上としたことなど、我が国の現行法曹養成の制度上の課題を克服しようとしている。様々な学問的背景を持っている者らに対して、専門的な法律理論及び実務に関する教育を実施して、国民の期待と要請に応じることができるような多様性と専門性を備えた法曹を養成しようとしているのである。

(4) 現行法曹養成制度の見直し

法曹にとって基本的人権の擁護と社会正義の実現が第一の使命であり、司法の存在意義でもある。しかしながら、裁判実務に関する知識や能力だけでは、専門性や多様性を必要とする現代の法曹としての資質に不足しているといわざるをえない。紛争の背景に対する想像力を持ち、当事者に共感できるような法曹には心理学などの素養が必要である。要件事実や構成要件に関する知識や手続法に関する知識や技能は幅広い教養の上に学ばせるべきであろう。そのうえで、自然科学に関する素養を基礎とした専門性や語学力に裏付けられた国際性のある法曹も養成しなければ現代の法曹に対する要請に応えられない。

これらを前提とすれば、現代の法曹養成制度を、法律知識を中心とした司法試験による選抜と裁判実務教育を中心とした司法研修所における司法修習にだけ委ねることはできない。

他方、司法制度改革審が提言して実現した法科大学院、新司法試験、司法研修所という法曹養成制度は妥協の産物であって、制度設計上の課題をもっていることは前述のとおりである。

点による選抜という旧法曹養成制度に戻すわけにはいかないし、現行法曹養成制度を維持することもできない。あるべき法曹養成制度を構築する必要があることは明らかである。

3 新しい法曹養成制度の提案について

(1) 新しい法曹養成制度の検討

養成すべき法曹の基本的資質について、訴訟分野における知識技能だけでなく、紛争予防や紛争解決に必要な教養や知識技能と経済活動を法的に支えられる専門性が必要であるとすれば、法曹養成制度には、まず体系的かつ継続的な法曹養成課程

が必要である。司法試験という点による選抜のみであってはならない。

この点については法曹となるための費用と時間がかかりすぎるという議論がある。法曹養成課程に過度な時間と費用を費やすべきではないと考えられるが、教養課程1～2年、法律専門課程2～3年に加えて、法律実務課程1～2年、合計6年程度は必要であると解される。これは、旧制度標準6年（学部4年、司法修習1年4月～2年）、新制度標準7年（学部4年、法科大学院2～3年、司法修習1年）からも裏付けられるし、アメリカ^{*8}・カナダ^{*9}・ドイツ^{*10}・イギリス^{*11}・フランス^{*12}などと比較しても標準的な法曹養成期間と考えられる。経済的な負担については、相当期間の法曹養成課程を設けたうえで、その負担を軽減するような制度を充実させるという方向で検討すべきであると解される。

そこで、以下、訴訟分野における知識技能だけでなく、紛争予防や紛争解決に必要な教養や知識技能と経済活動を法的に支えられる専門性を持った法曹を養成する体系的かつ継続的な法曹養成課程をどのように構築すべきか検討する。

(2) 新しい法曹養成制度の提案

I 新制度の概要

(ア) 学士以上の所持者をロースクールの学生選抜資格とせず、大学の学部の中にロ

*8 アメリカでは学部段階には法学部が存在せず、法学教育は専門職大学院であるロースクールの3年間で行われているが、ロースクール入学には学士の資格が必要であるから、学部・ロースクールを通算すれば、その期間は7年となる。

*9 カナダでは、学部において2～3年学び、ロースクールの法学教育3年間、弁護士資格付与過程1年半を経て弁護士となるから、その期間は6年半～7年半となる。

*10 ドイツでは、大学の法学部で4年間の法学教育を受け、司法試験に合格後、2年間の司法修習を経て、資格試験に合格して弁護士資格を取得するから、法曹養成期間は6年間となる。

*11 イギリスでは、法廷弁護士（バリスター）と事務弁護士（ソリシター）で別個の法曹養成制度を採用しているが、法廷弁護士は、法学部の学位を取得した後（法学部以外の学位の場合は転換コースを修了した後）、司法研修所にて1～2年の司法修習を受けてから法廷弁護士の資格を授与され、独立して実務を行うためにはさらに1年間の実習を受けなければならないとされ、事務弁護士は、法学の学位を取得した後（法学部以外の学位の場合は転換コースを修了後）、弁護士会に研修生として登録し、1年間の法律実務コースと2年間の実習を受けなくてはならないとされているので、法曹養成期間は6～7年間となる。

*12 フランスでは、裁判官・検察官と弁護士とを別々に養成するという分離養成制度を採用しているが、弁護士については、法学部卒業後に各州の弁護士会が運営する研修所の入所試験を受け、同研修所において1年間研修を受けた後に弁護士資格試験を受け、合格すると弁護士会に研修弁護士として登録し、2年間の実務研修を行った後、弁護士会に本登録をするから、法曹養成期間は7年間となる。

ースクールを組み込むこととする。

①学部として法曹養成学部を設置するか、既存の法学部の中に純粋に法学研究を行う法学研究学科と法曹の養成を目的とする法曹養成学科を併設する（教員の資質などから併設の出来る大学に限られる）。

②法曹養成学部又は法曹養成学科は1つ以上の特性化分野を持たなければならない（得意分野、専門分野を持った法曹を養成するためであり、法学部以外の学士の編入を容易にするため）。

③法曹養成学部又は法曹養成学科の履修期間は、教養課程1年～2年、専門課程前期2年、同後期2年とする。

④専門課程後期開始時に他大学法学士及び法学部以外の学士の編入を認める。

⑤専門課程前期においては法学全般、憲法、民法、刑法を中心とする分野の知識と法的思考方法、法の適用、法による解決の仕方などを学習し、専門課程前期を履修した学生には学士の資格を与える。

⑥専門課程後期においては、民事訴訟法、刑事訴訟法を中心とした法的紛争や事件の具体的解決方法を学び、会社法、金融法、不動産法、不法行為法、労働法、地方自治法、環境法、消費者法など広範囲な法律分野についても知識を習得し、将来の専門実務家に備えた法律実務の学習を行い、得意分野を持てるように努める。

⑦専門課程後期に編入した法学部以外の学士は、別途編入組として2年～3年間上記⑤及び⑥のカリキュラムを履修する。

⑧法曹養成学部又は法曹養成学科を卒業した者には司法書士及び行政書士の資格を付与するか又は書士試験科目の一部を免除する。

(イ) 法曹養成学部及び法曹養成学科の学生選抜については、法曹の需要及び司法試験合格者数を勘案しつつ定員を定め、法曹養成学部及び法曹養成学科を設置するについては設置基準を設け、文科省の認可を受けなければならない。

なお、当会では、平成22年11月に法曹人口問題について総会決議をしているが、適正な法曹人口を4万人程度とし、現在の司法試験合格者数を段階的に1000人程度に減員すべきであるとするものであり^{*13}、司法試験合格者数は、1000人程度を目途とすべきではないかと考える。

(ウ) 法曹養成学部又は法曹養成学科を卒業した者は、回数制限なしに司法試験を受験することができるものとし、司法試験は、法曹の需要を見定めつつ適正な合格者数を充足できるレベルのものとするが、司法試験科目は、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の基本6法の外、法曹養成学部又は法曹養成学科で学んだ

*13 長野県弁護士会では、平成22年11月20日、「適正な法曹人口に関する決議」を採択した。決議の趣旨は、「当会は、政府に対し、司法試験合格者数を年間3000人程度とする政策について直ちに直直し、司法試験合格者数を段階的に削減し、弁護士人口が4万人に達した以降、これを維持するため、司法試験合格者数年間1000人程度とする法律制度の運用を求める。」というものである。決議の理由については、長野県弁護士会のホームページ中の決議・意見書を参照されたい。

得意分野，専門分野の知識レベルを問うため，選択科目2，専門知識1又は専門知識を含む選択科目2程度とし，現行の司法試験実施時期を改めるなど，司法試験改革も必要である。

- (エ) 司法試験合格者は弁護士資格を取得できるが，司法研修所における司法修習を経なければ弁護士登録はできないものとする。

II 司法試験合格前のシステムのあり方について

現行法科大学院システムの欠陥として大きいものは，法学部専門課程の学習が生かされていないこと，法学部の上位に位置することから不必要な経済的負担を強いること，カリキュラムが司法試験合格を目的としたものに偏重されざるを得ないこと，法科大学院卒業者に司法試験受験資格の外には何らの特典も与えられないことが挙げられるが，法曹養成学部又は法曹養成学科の設置は，現行法科大学院システムの欠陥を補うことができる。

- ①法曹養成学部又は法曹養成学科は，信州大学ロースクールのように法学部のない大学でも，従前の法科大学院を法曹養成学部組織に組織替えすれば存続が図れるし，法学部のある大学は比較的容易に従前の法科大学院の組織変更ができるうえ，法曹養成学科と並んで法学研究学科を置けば，従来の法学研究を志す学生の需要に応えることができる。
- ②また，法曹養成学部又は法曹養成学科では，大学で原則として4年間法曹養成に必要なカリキュラムを履修すれば，基礎的な法律科目の履修に止まらず，専門科目及び法律実務についても大学教育の課程の中で学習することができるという機能面及び経済面で大きなメリットがある。
- ③司法試験合格を第一義とした過度な競争を避けるためには，このシステムによる大学入学の時点あるいは法曹養成課程の中で人数を絞り込み，卒業生の7～8割が司法試験に合格することができるエリート養成制度とする考え方もある。しかしながら，入口で選抜し，将来を決定することには強い抵抗があるため，このシステムによる法曹養成学部又は法曹養成学科の設置及び入学定員には一定の制約を設ける程度に止め，強い規制はしないこととすべきであろう。
- ④しかしながら，入口（入学者総定員）では強い規制をかけなくても，司法試験合格者数は絞り込まざるを得ないとすれば，司法試験不合格者が年々滞留していくことは避けられず，これを放置しておくわけにはいかない。卒業生には他士業資格か，他士業試験科目の免除などの特典を与えるべきである。
- ⑤法曹養成学部又は法曹養成学科の卒業生には司法試験受験資格を与えるべきである。これに対しては，司法試験はなるべく広く門戸が開放され，様々なルートでの受験が認められることが，広く多様な人材を確保する所以であり，司法試験受験資格は学士以上の所持者で十分であり，法曹養成学部又は法曹養成学科を卒業したか否かは，司法試験合格率に反映されれば足りるという考え方もある。このような考え方は，司法試験合格前の法曹養成システムをわざわざ構築する意義と意欲を減殺することになるし，また，現行法科大学院の卒業者に与えられる資格についての考え方も相容れない。

- ⑥法曹養成学部又は法曹養成学科卒業者を除く司法試験受験希望者については、別途特例（予備）試験制度を設ければ足りる。

Ⅲ 司法試験合格後のシステムのあり方について

(ア) 司法試験合格者の位置付け

司法試験合格者の位置付けについて、

- ①現行制度と同様に将来法曹となる有資格者に止めるか（現行制度は、司法修習生に任せられ、2回試験合格が判事補、検事二級又は弁護士となるための要件である）、
- ②合格者は弁護士資格を有するとするかが考えられる。

(イ) 司法修習の必要性について

上記①の場合は、司法修習は必修であり、司法修習の終了（2回試験合格）が法曹となるための要件となる。上記②の場合は司法修習は必然ではない。しかしながら、以下の理由により司法修習を必修とすべきであると考え。但し、弁護士希望者は、司法試験合格により既に弁護士資格を有しているので、2回試験合格は弁護士登録の要件となり、可否の判定は緩やかでよいものとする。

- ①司法試験合格の段階では、判検事弁護士という法曹三者いずれの道を選択するか方針の定まらない者が多いこと。
- ②将来法曹三者のいずれを選択するにしても、法曹三者それぞれの立場で、生の事件を処理し、法曹三者の立場や考え方を体験することは極めて有益であること。
- ③法曹養成学部又は法曹養成学科のカリキュラムの中で法曹実務について十分な学習をすることは事実上困難であること。
- ④判検事任官者は、採用試験の課程という位置付けとなり、2回試験の成績が採用試験の重要な資料となること。
- ⑤平成21年度から開始されている裁判員裁判に法曹としてどのように取り組んでいくべきか、裁判実務修習により学ぶ必要があること。

(ウ) 司法修習の形態について

司法修習のあり方について、統一修習か個別修習かという選択が考えられるので、まず統一修習の必要性の有無について検討する。

- ①上記①②⑤に加え
- ②判検事任官者は、弁護士実務を体験することが法曹一元の趣旨からして必要であり、一旦弁護士となった後に判検事に任官する者にとっても、判検事実務の修習は有益であること。
- ③法曹倫理の修得が比較対照により行い易いこと。
- ④個別修習より司法試験合格に続いて統一修習を実施した方が効率的であるし、修習効果も上がること。

などに照して統一修習を実施すべきものとする。

(エ) 司法修習組織の形態と修習生の身分について

司法修習組織の形態と修習生の身分については、現行の最高裁判所の一機関とし、

修習生は最高裁判所が任命する国家公務員とすることが考えられる。

(オ) 修習生の待遇について

修習生の待遇について、上記の場合は給費制を維持し易いことになるが、給費制とするとともに年金対象としないことが考えられる。

(3) 地方の弁護士会と法科大学院について

三権分立における司法は国家作用であって司法権は国家に独占されているが、他方、現代社会では地域主権が要請され、地方分権が推進されている。司法には法解釈適用の統一性が要請されるものの、地方の実情は様々であって、その独自性を考慮する必要性はより一層強まっている。日本弁護士連合会では、平成 11 年から地域司法計画作成運動を推進しており、多くの弁護士会において地方の実情に即した地域の司法計画が作成されている。^{*14}

地方における法曹養成機関は地域司法の拠点となりうるものである。地方の法曹養成機関は、地域法曹を養成するとともに、その地域の法学研究の拠点となることによって、その地域の司法水準を維持向上させ、自由で公正な地域社会を構築していくことが可能となる。これによって、日本社会全体の司法水準が向上するとともに、自由で公正な社会が実現される。

また、地方の企業が M&A や国際法務などの法的サービスを都市部の弁護士に求める傾向が増加している現状がある。地方の弁護士が地方の企業に十分なリーガルサービスを提供できなければ地域の司法水準を維持できないものと解される。

大学医学部が地域医療の拠点となり、地域の医療水準を維持向上させているように、地域における法曹養成機関が、地域の司法水準を維持向上させるものと考えられる。

したがって、法曹養成制度の中核としての教育機関は地方に適正に配置されるべきであって、これは日本社会全体の司法水準に関わる要請であると考えられる。

*14 長野県弁護士会では、平成 14 年 12 月に「長野県の地域司法計画」を策定し、平成 20 年 7 月に 2008 年度版を出版している。内容については、長野県弁護士会のホームページ中の弁護士会よりお知らせを参照されたい。

第3 意見書作成の経過

1 前年度長野県弁護士会小林正会長は当会に法曹養成制度プロジェクトチームを創設し、同プロジェクトチームに対し、平成22年12月25日付諮問書により、「平成22年11月24日第176回国会衆議院において、給費制の復活を認める裁判所法の一部を改正する法律を議決するにあたり、衆議院法務委員会は政府と最高裁判所に対し『法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること』を求めるに至っておりますが、この要請は給費制維持ないし復活に向けて活動した弁護士会にも求められた課題であります。ついては、法曹養成制度の在り方全体について、予備試験の在り方も含め、提言をされたく諮問するものです。」との諮問を行った。

2 同プロジェクトチームは、平成22年12月から平成23年6月までの間に13回の検討会を開催して集中審議した結果^{*15}、法曹養成制度の在り方について答申がなされた。答申では、新しい法曹養成制度として、ふたつのA案とB案が提示されたが、A案（本意見書の案）が多数説であり、対外的にはひとつの提案を示すのが適切と判断し、その旨を本会の常議員会に付議した。このように本意見書は本会の常議員会の議論を経て、答申書を一部修正したうえ公表するものである。

以 上

*15 当プロジェクトチームでは、平成22年12月25日、平成23年1月8日、1月22日、1月29日、2月10日、2月24日、3月11日、3月26日、4月7日、4月26日、5月17日、5月31日、6月14日に検討会議を開催した。